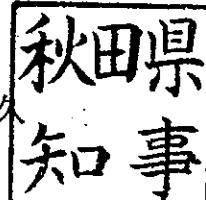




環管一 667
平成28年7月13日

経済産業大臣 林 幹雄 様

秋田県知事 佐竹 敬久



(仮称)能代港洋上風力発電事業環境影響評価方法書
に対する意見について(通知)

環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づく
環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

なお、関係市長から別添のとおり意見がありました。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (2) 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、事業計画を具体化する過程における検討事項及び結果、その判断に至った経緯を詳細に準備書に記載すること。
- (3) 洋上風力発電事業の実施に伴う水中音が海域に生息する動物に及ぼす影響等については十分に解明されていない点もあることから、国内外の最新の知見や事例等の集積に努め、必要に応じて調査、予測及び評価に反映すること。
- (4) 対象事業実施区域周辺には既設及び建設中の風力発電所並びに火力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的又は累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の調査時期について、夏季における窓の開放時間が長い地域特性を考慮し、秋季の調査に加え、夏季においても調査の実施を検討すること。

(2) 水質

風力発電機基礎の設置や海底ケーブルの敷設に伴い海底土砂の巻き上げ等が発生するおそれがあることから、対象事業実施区域及びその周辺における海底の底質の状況や流向・流速を可能な限り把握した上で、工事中の水の濁りの影響について、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等、適切に予測及び評価すること。

(3) 動物（海域に生息する魚類等）

事業の実施に伴う魚類等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海域に生息する動物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、ハタハタ、サケ、サクラマス及びアユ等の魚種を予測対象種として選定し、可能な限り生息状況を把握した上で、適切に予測及び評価すること。

(4) 植物（海域に生育する海草藻類等）

事業の実施に伴う海域に生育する植物への影響について、必要に応じて現地調査の測線を防波堤の方向に延長する等、海草藻類の生育状況を適切に把握すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

FAX 018-860-3881

写

能衛收第190号
平成28年6月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

能代市長 齊 藤 滋 宣



(仮称)能代港洋上風力発電事業環境影響評価方法書
に対する意見について(回答)

平成28年5月30日付け環管ー375で照会のあったことについて、下記のとおりです。

記

1 鳥類について

鳥類については、その風車への衝突の可能性のほか、対象事業実施区域周辺にある既設風車・計画中風車との複合的な影響が、大潟村から対象事業実施区域の数km東側に位置する小友沼との間のガン・カモ類やハクチョウ等の渡り鳥の移動経路に及ぶおそれがある。渡り鳥の経路に対する既設風車・計画中風車との複合影響についても、可能な限り最新の知見により確認し、適切な予測及び評価を行い、鳥類に対する影響について回避又は低減を図ること。

2 魚類について

対象事業実施区域にはハタハタ、カレイ類などが生息している。海生生物への影響は未解明な部分が多いため、可能な限り最新の知見を活用し、必要に応じ風車の設置・稼動による周辺の海流・底質・海底地形への影響と、それらが魚類の生息に与える影響について確認し、適切な予測及び評価を行い、魚類に対する影響について回避又は低減を図ること。

また、漁業権が設定されていない区域ではあるが、周辺漁業への影響がないか確認し、漁業関係者に十分な説明を行いながら進めること。

3 騒音等について

騒音の調査は秋季の2日間に実施することとしているが、対象事業実施区域及びその周辺は季節によって風況が異なり、最寄の民家等における騒音の程度も季節によって異なると考えられる。風況による影響を考慮し、また、既設風車・計画中風車との複合影響も考慮し調査、予測及び評価を行うこと。

超低周波音による健康等への影響は、個人差が大きいという特徴があり、その理由も未解明な部分が多いことから、国内外の事例や、可能な限り最新の知見も活用し、適切な予測及び評価を行うこと。

4 海底地形について

風力発電施設や海底ケーブルの存在により周辺の水流が変化し、海底に砂の堆積等が生じ、航路に影響が及ぶおそれがある。海底地形及び地質を環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記述すること。

5 その他

対象事業実施区域のうち、風車設置範囲として、「秋田港・能代港再生可能エネルギー導入検討協議会」により防波堤開口部の小型船航行ルートと能代火力発電所の放水口前面に除外区域を設けた適地が設定されている。風車は適地の外側にはみ出さない旨の記述はあるが、第2.2.6-5 図以降では除外区域も含め「対象事業実施区域のうち、風車を設置する範囲」として示されており、誤解が生じるおそれがある。準備書では、除外区域を反映させた風車設置範囲を明確にすること。